

別紙

○長崎県立高等学校の通学区域に関する規則

昭和31年1月17日長崎県教育委員会規則第1号

第1条 この規則は、長崎県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域を定めることを目的とする。

第2条 高等学校の全日制の課程における普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）の通学区域（以下「学区」という。）並びにその区域及び高等学校は次の表のとおりとする。ただし、第3条第3号に規定するものを除く。

学区名	区域	高等学校名
県南学区	長崎市、西海市（大崎中学校区を除く）、西彼杵郡	長崎東高等学校、長崎西高等学校、長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北陽台高等学校、西彼杵高等学校
県央学区	諫早市、大村市	諫早高等学校、西陵高等学校、大村高等学校、諫早東高等学校
島原学区	島原市、雲仙市、南島原市	島原高等学校、国見高等学校、小浜高等学校、口加高等学校
県北学区	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市（大崎中学校区に限る）、東彼杵郡、北松浦郡	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校、猶興館高等学校、松浦高等学校、大崎高等学校、川棚高等学校、波佐見高等学校、北松西高等学校、宇久高等学校
五島学区	五島市、南松浦郡	五島高等学校、五島南高等学校、奈留高等学校、上五島高等学校、中五島高等学校
壱岐学区	壱岐市	壱岐高等学校
対馬学区	対馬市	対馬高等学校、豊玉高等学校、上対馬高等学校

第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の学区内にある高等学校に志願できる区域（以下「調整区域」という。）及びその高等学校は、次の表のとおりとする。

なお、同一市内にある高等学校については、学区にかかわらず志願できることとする。

調整区域	高等学校名
長崎市のうち東長崎中学校区、日見中学校区、橘中学校区、西彼杵郡のうち長与町	諫早高等学校、西陵高等学校
西海市のうち西彼中学校区、西海中学校区	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校
長崎市のうち池島中学校区、西海市のうち江島中学校区、平島中学校区	全ての高等学校
諫早市のうち琴海中学校区	長崎東高等学校、長崎西高等学校、長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北陽台高等学校
諫早市のうち森山中学校区	小浜高等学校

別紙

雲仙市のうち、瑞穂中学校区、吾妻中学校区、 愛野中学校区、千々石中学校区	諫早高等学校、西陵高等学校、諫早東高等学校
東彼杵郡のうち東彼杵町	大村高等学校

第3条 高等学校の次の各号に掲げる課程、学科及びコースの学区は、県全域とする。

- (1) 全日制の課程以外の課程
- (2) 全日制の課程における普通科以外の学科
- (3) 全日制の課程における普通科のうち五島高等学校スポーツコース、壱岐高等学校東アジア歴史・中国語コース、五島南高等学校夢トライコース及び奈留高等学校

第4条 中学校長は、その生徒のうち特に必要があると認める者については、第2条の規定にかかわらず、他の高等学校への入学を志願させることができる。この場合において、当該高等学校長は募集定員の7パーセント以内の範囲において、入学を許可することができる。

第4条の2 前条の規定にかかわらず、直近3か年における入学者数が募集定員の80パーセント未満である高等学校においては、募集定員の7パーセントを超えて入学を許可することができる。また、通学区域を県全域としている選抜による入学者は7パーセントの枠には含めない。

第5条 第2条及び第4条の規定にかかわらず、長崎県立中学校管理規則（平成15年教育委員会規則第12号）第7条の表の左欄に掲げる中学校を卒業した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に通学することができる。

第6条 この規則に定めるもののほかこの規則の施行のため必要な事項は、教育長が定める。

附 則

第7条 この規則は、公布の日から施行する。

第8条 長崎県立高等学校（普通科）通学区域（昭和27年教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。